

平成 23 年 5 月 10 日

登録チーム 各位

社団法人 岩手県サッカー協会
会 長 山 本 光 男

サッカーファミリー登録料（チーム・選手登録）免除措置について【第 2 項】

このたびの東日本大震災により被災された地域の皆様、関係者の皆様にお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

標記の件につきまして、4 月 25 日付でチーム・選手に関わる登録料免除の通知を行いました。下記の点について追加して通達いたします。関係各位への周知等にご協力をいただきますようお願いいたします。

記

● チーム・選手

免除対象要件

〈4/25 付通知〉

- ① 宮古市・山田町・大槌町・釜石市・大船渡市・陸前高田市の登録チーム・選手
- ② 被災地(上記 6 市町・宮城県・福島県)より被災の影響より避難・転居している
(対象地域外のチームに登録する) 選手 * 但し登録前歴が確認できる場合のみに限る

〈追加〉③ 下記 6 市町から進学（下宿等）している選手

* 特に 2 種・女子（但し登録前歴が確認できる場合のみ）

- ④ 下記 6 市町に住所（居住）があるが登録チームが対象外地域の選手

* 特に 1 種・女子・シニア

免除額

平成 23 年度の登録料全額（日本サッカー協会並びに岩手県サッカー協会登録料全額）

対応方法

選手情報は Kick Off より登録情報を通常通り入力 *①はkickoffのみで可

加えて

- ・ 上記要件②・③にあたる選手（学校チーム）は、様式 1 にて選手情報をメールにて提出すること
- ・ 上記要件②・③・④にあたる選手(学校チーム外)は、様式 2 にて選手情報をメールにて提出すること

既に振込済の場合は、様式 1 または 2 と返金先連絡書を併せて提出すること

* 各様式は県協会ホームページに掲載しているのでそちらを利用のこと

申請期間

最終締切 平成 23 年 12 月 16 日（金）

kickoff データ並びに各様式の提出が完了していること

チームに該当する方がおりましたら、下記についての周知にご協力をお願いいたします。

● 指導者登録

免除対象となる方については、別途直接ご案内する予定です。

免除対象要件

宮古市・山田町・大槌町・釜石市・大船渡市・陸前高田市に登録した住所がある指導者

免除額 平成 23 年度の登録料

対応方法 平成 23 年 4 月 1 日時点で上記 6 市町に住所が在る指導者を県協会にて申請
(各個人からの申請は必要ありません)

免除対象者のうちライセンス有効期間が「2010 年 5 月 1 日～2011 年 4 月 30 日」
もしくは、「2010 年 7 月 1 日～2011 年 6 月 30 日」の方につきましては、本件
のご案内時期の都合上、登録料の自動引落とし処理が発生致します。

自動引落としにより登録料をお支払い頂いた免除対象者については、後日登録料の
返金を致します。(返金先の口座については、原則自動引落としの口座になります。)

また、万が一免除対象者が登録料の自動引落としにより登録料未納失効となった場
合、当方にて資格失効の取り消し処理を行い、通常どおりのライセンス更新と致
します。

免除対象期間 裏面早見表をご参照ください

その他の特例措置

- リフレッシュポイント獲得期間の延長 (リフレッシュポイント未達による失効者対象)
震災の影響によりリフレッシュポイントを規定期間に獲得できなかった方に対し、リ
フレッシュポイントの獲得期限を 6 か月間延長致します。
(リフレッシュポイントの免除はありません)

- 資格の休止措置 (登録料未納による失効者対象)
登録料の免除対象者から漏れてしまった方のなかで、震災の影響により登録料の支
払いができず資格を失効してしまった方に対し、後日所定の申請を行うことで失効扱
いにせずライセンスを更新致します。(休止措置については、2011 年度末 (2012/3/31)
までの受付とさせていただきます。)